

議事日程第4号

令和8年3月2日(月)

第1 議案上程(議案第1号から第32号まで及び報告第1号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	原田徹
副事務局長	濱野美紀子
主席主査	三浦洋平
主席主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	杉本一也	市民福祉部長	畠山隆之

観光文化スポーツ部長	三浦大成	産業建設部長	鈴木健
企業局長	湊智志	企画政策課長	高桑淳
総務課長	平塚敦子	財政課長	沼田弘史
福祉課長	北嶋三世	生活環境課長	岩谷一徳
観光課長	村井千鶴子	男鹿まるごと売込課長	伊勢谷毅
農林水産課長	夏井大助	建設課長	三浦昇
病院事務局長	天野秀一	会計管理者	佐藤静代
教育総務課長	湊留美子	こども未来課長	清水琢
選管事務局長	(総務課長兼任)	監査事務局長	佐藤一明
農委事務局長	濱野勇幸	ガス上下水道課長	斉藤清彦

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第32号まで及び報告第1号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第1号から第32号まで及び報告第1号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、杉本総務企画部長の説明を求めます。杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書10ページをお願いいたします。

男鹿市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、男鹿地区消防一部事務組合が今年度末をもって解散し、来月1日、「男鹿潟上南秋消防組合」が設立されることに伴い、条文を整理するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表であります。

下線の引かれた部分が改正箇所、第13条第1項中、「男鹿地区消防一部事務組合」を「男鹿潟上南秋消防組合」に改めるものであります。

施行期日は、令和8年4月1日であります。

次に、議案書12ページをお願いいたします。

議案第10号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由は、まず、改正の背景としまして、県が教職調整額を引き上げるとともに、管理職への本給加算を行う条例改正を行っております。これに伴い、教育職給料表の適用を受ける職員、現在本市では、今回の改正で対象が2名でありますけれど

も、この給料月額を加算する額を引き上げるものであります。

県教職員を割愛採用していることから、県と同様の処遇となるよう改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表であります。

下線の引かれた部分が改正箇所、別表第3、備考2、3級の職員への加算額7,500円を、3級は1万1,500円、4級は4,000円に改めるものであります。

施行期日は、公布の日で、令和8年1月1日から適用するものであります。

次に、議案書14ページをお願いいたします。

議案第11号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由は、まず、改正の背景としまして、現在、無料で地籍調査の成果の写しを交付しておりますが、法務局で同様の地図情報等を入手する際には手数料が発生しております。このため、当該業務に係る手数料を定め、受益者負担の適正化を図るものであります。

次のページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表であります。

別表の57を58とし、新たに57を加え、地籍調査の成果等の写しの交付について、1枚につき500円を徴収するものであります。

施行期日は、令和8年4月1日であります。

次に、議案書55ページをお願いいたします。

議案第19号男鹿市総合計画について御説明申し上げます。

提案理由は、令和8年度から11年度までを計画期間とする「男鹿市総合計画」を定めるものであります。

別紙の「～なまはげの里～おが幸せ未来ビジョン」をお願いいたします。

3枚めくっていただきまして、1ページになります。

まず、計画策定の趣旨は、本市の「これから」を切り拓いていくための道筋を明らかにし、今後4年間の新たなまちづくりを戦略的に進めるため、資料記載の五つの視

点で本計画を策定いたしました。

次のページをお願いいたします。

計画の構成は、基本理念を「人口減少社会に対応した 元気で心豊かに暮らす男鹿」としております。この基本理念に込めた想いとしては、人口減少のスピードを緩める最大限の対策を講じつつも、現在の社会情勢から当面は人口減少が続くことを真正面から受け止め、人口規模や人口構造に適応するための取組と同時に、生活の基盤となる所得の向上を図り、市民が生きがいと誇りを持ち、心豊かに安心して暮らしていくための生活の質を高める取組を推進するというものであります。

こうしたことから、「将来指標」ですけれども、「市民所得」「将来人口」「市民幸福度」の三つを掲げ、資料中段になりますが、産業力の強化、子育て環境日本一への取組、防災力の強化を重点戦略に位置づけ、分野別に五つのまちづくりを実践していくこととしております。

17ページをお願いいたします。

まちづくりの将来指標について、市民所得の目標額を定めております。

ページ中段、一番右の赤字で表している令和4年度の1人当たり市民所得は約217万円であります。次のページになります。これを令和11年度には288万円まで引き上げることを目指してまいります。

19ページをお願いいたします。

将来人口であります。

グラフは国立社会保障・人口問題研究所の将来推計を含む4パターンを記載しております。青色で示した出生率1.1、社会動態マイナス100人とし、10年後には令和17年に維持したい人口を1万7,000人と設定しております。

23ページをお願いいたします。

市民幸福度は、令和10年に予定する市民意識調査において、幸福度に関する設問で5点以上の割合を、令和6年度調査の84.4パーセントから90パーセント以上への引上げを目指すもので、人口減少社会を見据え、行政サービスも形を変え提供する必要があると認識しており、そうした中でも、市民一人一人の幸福度を損なわないように配慮しながら、幸せを感じる市民の比率を高めていくことを目指してまいります。

29ページをお願いいたします。

目指す五つのまちの姿を記載しております。

「まちづくり1」は、企業誘致や新規起業支援等の新たな産業への支援と農業や観光業等のブランド化へ取り組む「産業が元気なまち・挑戦する人が活躍するまち」。

「まちづくり2」は、防災力の強化を中心に、「生活基盤の整備」や「衛生的な生活環境」「公営企業経営」等を含めた日々の生活を守るといった観点の「半島防災に向けた安全・安心なまち」。

「まちづくり3」は、福祉や医療、健康づくり等の推進により、市民が心身ともに健康で、自分らしく、安心して暮らし続けられる「市民の暮らしと健康を守るまち」。

「まちづくり4」は、子育て環境日本一に向け、子ども達が健やかに育つ環境整備とともに、子どもから大人まで生涯にわたって学び、成長し、豊かな生活を実現できる「子育ての希望があふれるまち」。

そして、「まちづくり5」は、市民と行政が一丸となり、オール男鹿で取り組む「市民との協働による持続可能なまち」。

こうした五つのまちづくりを推進することで、将来指標の達成と、基本理念である「人口減少社会に対応した 元気で心豊かに暮らす男鹿」の実現を目指してまいります。

次に、議案書に戻りまして、56ページをお願いいたします。

議案第20号男鹿市過疎地域持続的発展計画について御説明申し上げます。

提案理由は、現男鹿市過疎地域持続的発展計画が今年度をもって終了することから、令和8年度から12年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものであります。

策定の考え方としては、先ほど説明しました総合計画を基に内容を整理しております。同時期に策定しておりますので、その内容を落とし込むというような形で策定しております。このため、目指す姿、基本目標、五つのまちづくり、共に総合計画と同じで、過疎法の目的に合致する事業、全158事業を盛り込んでおります。

次に、議案書57ページをお願いいたします。

議案第21号男鹿市辺地総合整備計画について御説明申し上げます。

提案理由は、戸賀公民館改修事業について辺地対策事業債を活用するため、戸賀地区の辺地総合計画を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

対象となる範囲は、戸賀地区全域であります。

次のページをお願いいたします。

整備計画は、施設名の分類として「公民館その他の集会施設」と記載しておりますが、こちらは戸賀コミュニティセンターで、体育館の外部改修を予定しており、事業費は4,342万8,000円であります。

説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、畠山市民福祉部長の説明を求めます。畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） おはようございます。

市民福祉部関係の議案件について御説明いたします。

恐れ入ります。議案書の16ページをお願いいたします。

議案第12号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、令和7年度の税制改正を踏まえた介護保険法施行令の一部改正により、介護保険料段階に移動が生じる者について、令和8年度に限り、特例的に市町村民税非課税段階まで減免するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、17ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、制定附則に下線を引いた3項の条文を追加するもので、令和8年度の介護保険料の算定に当たり、令和7年度市町村民税非課税者のうち、政令改正により保険料段階が高くなった者の保険料について、非課税段階まで減免することに係る関係条文を追加するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

議案第12号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上です。

御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、鈴木産業建設部長の説明を求めます。鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） おはようございます。

私からは、産業建設部所管に係る議案について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第13号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、公園内施設の老朽化及び利用者の減少に伴い、公園施設としての機能転換を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

対象となる施設は、金川近隣公園内のプールと健康の広場、通称金川グラウンドであります。プールは老朽化のため令和4年から使用中止としており、健康の広場も利用者はいない状況であります。

市内の他のスポーツ施設が充実していることや、各種競技人口が減少しているという現状を踏まえ、有料のスポーツ施設としての位置づけを廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容は、有料公園施設の設置と利用料金について規定しております別表第1及び別表第3から金川近隣公園に関する記述を削除するものであります。

次のページをお願いいたします。

附則であります。この条例の施行期日は公布の日とするものであります。

次のページ、22ページをお願いいたします。

議案第14号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料及び道路占用料徴収物件を改定するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容は、占用料の額を定める第2条関係の別表を記載のとおり改めるものであります。

表中の改正部分であります。道路法施行令の改正に併せまして占用料が変更となるほか、物件が一部追加となるものであります。占用料は一番右側の欄でございます。

占用料について、本市で一番多い物件は表の２段目の第２種電柱で、額が６７０円から８１０円に、それから、その二つ下の段、第１種電話柱、こちらが３９０円から４７０円に改定となります。

次に２６ページをお願いいたします。

表の一番下の段、令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設、こちらの項であります。道路法施行令第７条第１４号として水素ステーションが道路占用料を徴収する物件に追加されたことから、市道においても同様の規定とするものであります。

施行期日は令和８年４月１日で、経過措置として、占用料の額が前年度の１．２倍を超える物件については、令和８年度に限り１．２倍を占用料額とする激変緩和措置を設けるものであります。

ページ飛びますが、６０ページをお願いいたします。

議案第２２号市道の廃止についてであります。

本議案は、道路調査に伴い、元浜町・新浜町４号線外１路線、延長１５８メートルの市道を廃止するもので、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページは、市道廃止調書であります。

次のページ、６２ページをお願いいたします。

議案第２３号市道の認定についてであります。

本議案は、前議案同様、道路調査に伴い、元浜町・海岸通り線、延長２９５メートルを市道認定するもので、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページは市道認定調書であります。

なお、議案第２２号、第２３号に係る市道の延長、幅員及び路線箇所図につきましては、別ファイルでそれぞれ廃止及び認定資料として配付してございますが、後ほど御覧いただきたいと存じます。

私からの説明は以上であります。御可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、天野男鹿みなど市民病院事務局長の説明を求めます。天野病院事務局長

【病院事務局長 天野秀一 登壇】

○病院事務局長（天野秀一） おはようございます。

それでは、私からは、議案第15号男鹿市病院事業の設置等に関する条例及び男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の29ページを御覧ください。

本議案は、男鹿みなと市民病院が標榜する診療科目を改めるとともに、病衣の貸出しを民間委託することにより業務の効率化を図るため、各条例の一部を改正するものであります。

改正に至る背景であります。みなと市民病院においては、平成18年3月に常勤産婦人科医師の退職に伴い分娩の取扱いを停止し、平成22年10月からは分娩室を人口透析室に用途変更して現在に至っておりますが、昨年11月に秋田中央保健所の立入検査において、医療法で定める「産婦人科」を標榜する施設の基準を満たしていないと文書の指導を受けております。そのことに伴いまして、当院の現状を鑑み、関係する条例改正を行うというものであります。

また、入院患者に対する病衣の貸出しを直営で行っておりますが、採算割れしている病衣の貸出しを令和8年度から取りやめ、入院セット等の貸出し業者のサービスに含めて業務を効率化したいというものであります。

30ページを御覧ください。

改正内容ですが、改正条例の第1条は、男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部改正で、第2条第2項の表、男鹿みなと市民病院の項中「産婦人科」を「婦人科」に改めるものです。

次のページ、31ページを御覧ください。

改正条例の第2条は、男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正で、産婦人科に係る使用料の種別、金額を定める別表第1の第3項から第8項までを削除し、第9項から第16項までを6項ずつ繰り上げるとともに、備考の文言を改めるものです。

改正条例の第3条は、男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正で、病衣の使用に係る使用料を定める別表第1の第2項を削除し、第3項から第10

項までを1項ずつ繰り上げるものです。

次のページを御覧ください。

附則であります。本条例の施行日は令和8年4月1日といたしますが、第3条の改正は、レンタル事業者との調整や入院患者への周知に一定の期間を要することから7月1日からの施行とし、条例の適用区分に対して経過措置を設けるものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わりますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、湊教育総務課長の説明を求めます。湊教育総務課長

【教育総務課長 湊留美子 登壇】

○教育総務課長（湊留美子） おはようございます。

私からは、教育委員会関係の議案について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の35ページをお開き願います。

議案第16号男鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

令和8年4月1日から乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が導入されます。

本市においては、さきの12月定例会において、同事業の実施施設に対する本市の設備及び運営に関する基準を定めるための男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を御可決いただき、制定したところでございます。

その後、子ども・子育て支援法が改正され、利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められました。市町村は、給付費の支給のための確認手続を行うため、さきの条例に加え、本市の確認基準についての条例を制定する必要があります。

このたび、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本市においても同基準を踏まえ、本条例を新たに制定しようとするものです。

男鹿市では、船越こども園で実施する予定です。

次の36ページから47ページにかけては、市町村が確認事務に必要な事業の一般原則や利用定員に関することなどの基準等を定めております。

施行期日は令和8年4月1日です。

48ページを御覧ください。

議案第17号男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正されたことに伴い、本市においても規定を整備するために、12月定例会で御可決いただいた本条例の一部を改正するものです。

次のページを御覧ください。

改正後と改正前の対照表です。

改正内容の主なものですが、51ページをお開き願います。

改正後の中段、設備及び職員の基準の特例の第23条の2関係で、教育・保育事業者の確保が著しく困難な離島やへき地等では、特定教育・保育や特定地域型保育の提供が困難な場合で一般型の事業を行う場合は、設備の基準の平米数や職員の保育士配置について適用しないとする特例を追加するものです。

なお、本市の保育施設には該当いたしません。

その他は文言の所要の改正であります。

次のページをお願いいたします。

施行期日は令和8年4月1日であります。

53ページをお開き願います。

議案第18号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてです。

教育効果の向上を図るため、美里小学校と船越小学校を統合することに伴い、男鹿市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

学校の名称、位置を定めた別表1を改めるもので、太枠内の美里小学校部分を削除し、改正後は小学校3校とするものです。

施行期日は、学校が統合される令和9年4月1日であります。

教育委員会関連の説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第9号から第23号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第1号から第8号まで及び議案第24号から第32号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第8号まで及び議案第24号から第32号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

休会の件

○議長（小松穂積） 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3日から16日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、明日3日から16日までは議事の都合により休会とし、3月17日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 32 分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 9号 男鹿市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 男鹿市総合計画について
- 議案第20号 男鹿市過疎地域持続的発展計画について
- 議案第21号 男鹿市辺地総合整備計画について

教育厚生委員会

- 議案第12号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 男鹿市病院事業の設置等に関する条例及び男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 男鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第17号 男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第13号 男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 市道の廃止について
- 議案第23号 市道の認定について

予算特別委員会

- 議案第 1 号 令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 議案第 2 号 令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 議案第 3 号 令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 議案第 4 号 令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 議案第 5 号 令和 7 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 号 令和 7 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 令和 7 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 号 令和 7 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 24 号 令和 8 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 25 号 令和 8 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 26 号 令和 8 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 27 号 令和 8 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 28 号 令和 8 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 29 号 令和 8 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 30 号 令和 8 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 31 号 令和 8 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 32 号 令和 8 年度男鹿市下水道事業会計予算について